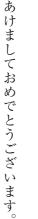


豊田通商健康保険組合 理事長 浅野



誠にありがとうございます。 申し上げます。また、当健康保険組合の事業運営に対し、日頃より多大なるご理解とご協力を賜りまして、

取り巻く環境は厳しさを増す一方です。現政権では、現行の高齢者医療制度を廃止して新しい制度へ移行する の影響で支出が増大しました。こうして収支のバランスが大きく崩れ、赤字財政に陥る組合が増加しました。 面では2008年の高齢者医療制度創設により「健康保険組合に課せられた新しい財政負担(納付金・支援金)」 ことを検討しており、 こうした状況のなか、当健康保険組合では2010年4月に保険料をアップいたしましたが健康保険組合を から標準報酬が伸び悩んだことで保険料収入は減少、これが収入面の不足へとつながりました。一方の支出 医療保険制度の一翼を担う健康保険組合としても、その「保険者機能」を存分に発揮

的な健康づくり事業を積極的に実施してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。 医療費の一部を負担する」ことは、確かに私どもの主たる仕事ではありますが、その使命はむしろ「被保険者 健診等の健康管理事業に加え、特定健診・特定保健指導を実施し、皆様の健康づくりを推進しております。 とそのご家族の健康生活を全面的にサポートする」ことにこそあります。皆様が心身ともに健康で安心して 保険者機能と一口にいいましても、その役割は多様です。当健康保険組合におきましても人間ドック、がん 「健康保険組合」という言葉にどのようなイメージをお持ちでしょうか。「被保険者証を発行し、 当健康保険組合の役割と考えております。この至上命題を果たすべく、 本年も効率的かつ効果























被保険者ならびにご家族の皆様におかれましては、すこやかに新しい年をお迎えになられたこととお慶び

できるように議論が集約されることを期待しつつ、注視していきたいと考えております。 さて、健康保険組合にとって2010年は、実に苦しいものであったといえます。世界的な景気低迷の影響

最後に、皆様におかれましては、心身の健康にくれぐれも留意され、本年も充実した素晴らしき毎日を

お過ごしになりますようご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

(財団法人 日本動物愛護協会理事長)

ウサギは

最も馴染みのある動物の一つだ。

海外の教育施設で同様の飼育施設 か がウサギで、 役の動物の一つであることでもよ をほとんど見かけることはないの の記憶とともに思い出す動物だと く知られている。それに、現在で 点ともいわれる「鳥獣戯画」の主 兎」の伝説や古くは日本漫画の原 登場することもあり、「因幡の白 いってよいであろう。 昔から童謡や小学校唱歌などに うこともその理由であろう。 幼稚園や小学校などで飼育す どうやら日本独特の存在と いわゆる「学校動物」の筆頭 この学校動物という存在は、 多くの日本人が学校

として飼育する人が増え、特に一 か、最近では家でウサギをペット い。その優しい癒し系の姿かたち、人暮らしの女性に人気があるらし このようなことの反映であろう





の特徴が室内飼いに適しているかど出さない、あまり臭くないなど らであろう。 を動かす「鼻ウィンク」など魅力 ふかふかの肌触り、ぴくぴくと鼻 っぱいだし、鳴き声をほとん

外からの輸入品種を含め、 は従来の白いウサギに加えて、海 飼育者需要に応えるべく、業界で も色彩も姿かたちも実にバラエ それに、 ーに富んだウサギたちを供給 最近では、このよう サイズ な

> ったというべきであろう くことの重要さが一段と大きくな しいウサギの知識を知っていただ 昧にしてしまう危険をはらむ。正 ウサギという動物の真実の姿を曖 味では歓迎すべきことだが、 物に興味をもってもらうという意 するようになっているようである。 このようなブーム的傾向は、動 一面、

と学校や家庭で飼っているウサギ 謡や伝説で知っている日本のウサギ その第一は、私たち日本人が童

> ることながら、 のイエウサギについての情報もさ で明らかだ。本年は卯年。外来種 る習性を現在でも残していること 中に穴を掘ってもぐりこもうとす ているウサギは、暇さえあれば地 る。その証拠に、学校などで飼っ が輸入されてきた外来種なのであ を家畜化した「イエウサギ (家兎)」 生していた「アナウサギ(穴兎)」 は遠く地中海・イベリヤ半島に野 サギ」という種類で、 る機会にしたいものである。 みならず、その動物学も改めて知 のノウサギたちについても伝説の のノウサギ(野兎)であり、 いうことだ。前者は「ニホンノウ は、分類的にはまったく別物だと わが国特有 0) 後者

ののぼり坂」(※)といきたいもので かって、「はやく越ゆる年やうさぎ 上り坂が得意なウサギたちにあや 昨今、世情は景気停滞の様相とか。

※出典:江戸時代の俳諧論書『毛吹草』

「健康保険」と「労災保険」の違いは

健康保険



業務外のけがや病気が対 象です。医療費は一部自 己負担(1~3割)とな ります。



仕事中・通勤中のけがや病気が対象です 原則として自己負担はありません。

> ※通勤災害の場合 200円の初診時負担あり。

こんなときは労災保険で受診してください

仕事が原因でけがや 病気になったとき(業務災害)

仕事中のほか、移動中や出張中などに けがをした場合も労災保険の適用となり ます。また、仕事との因果関係がはっき りしている病気も対象になります。

通勤中にけがや 病気になったとき(通勤災害)

労災保険の適用となります。なお、帰 宅中に夕食の買い物をしたり医療機関へ 寄ったりしても、通常の経路に戻った後 は通勤と認められます。

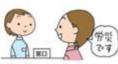
労災保険での受診のながれ

まずは労災指定医 療機関*を探して 受診してください (緊急時や近くに ないときは指定外

でも)。

保険証は使わず、窓口で初診時に「労災 です」と伝えてください。必要書類(事 業主の証明が必要) に記入して提出する

ことになります。 原則として医療 費の自己負担は ありません。



*労災指定医療機関は、下記のホームページで検索できます。 *労災指定外の医療機関で受診した場合は、健保組合の保険証は使わず、窓口で初診時に「労災です」と伝え、医療費はいった ん全額自己負担してください。ご自身で労働基準監督署に必要書類を提出し、還付金を請求することになります。

通勤中のけがなの に、間違って保険証 を使って受診してし まったときは、どう すればいいですか?

働基準監督署へお問い合わせいただくか、 下記のホームページをご覧ください。

労災保険に関する詳細はコチラ

財団法人労災保険情報センター http://www.rousai-ric.or.jp/

窓口

とんなときも健保組合の保険証を使って受診できると思っていませんか?

吏

ま

仕事中・通勤中のけがや病気は

「労災保険

(労働者災害補償保険)」

の適用となり、

健康保険は使えないのです

後日、労災保険か

ら医療機関へ医療

費が支払われま

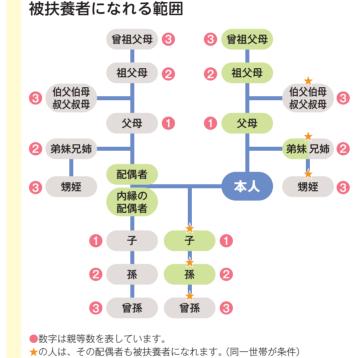
す。

家族が被扶養者となるには 範囲・生計維持関係・収入制限を 満たす必要があります 本人に扶養されている家族は、保険料を負担せずに

加入でき、健康保険の給付を受けたり、保健事業を活 用したりできます。ただし、被扶養者と認められるに は条件があります。

●被扶養者の条件

- 1. 被保険者の3親等内の親族である
- 2. 主として被保険者の収入によって生活している
- 3. 年収が130万円(60歳以上または障害者は180万円未満)
- 4. 同一世帯: 年収が被保険者の年収の2分の1未満 別 世 帯:被保険者からの仕送り額が年収以上
- 5. 75歳未満



学校を卒業して 就職された方は

保険証を添えて、 被扶養者異動届を 提出してください。

ますので、何とぞよる届け出が遅れますと、

何とぞよろしくご協力をお願

ます

保険給付等の関係上、

事務に支障をきた

異動等がありましいませんか?

ご家族の中で被扶養者の

異動等が

あ る

方は

. .

たら、

必ず

健保組合まで届け

出てください



し家族が就職され

たときなどは

以外の人は、本人と同一世帯でなければなりません。

※同住所に居住していても、世帯分離している場合は別世帯とみなします。 ※ただし、被保険者のみが単身赴任の場合は同一世帯とみなします。

場合は 証を使 速や なお 医療機関 療費 通商健康 ぐを返還 ださ にて受診され して ž 組合 合れ た日 0) 保 負た

金第3号被保 で厚生年 さ日国い本民 年 年 十金機 入され 0) 額 たときに、 が減額す 出を忘 0) 出忘 れ の民

ります 保険料の負担が増える要因にも ることから、 人者として納 また、 が発生することとなり 配偶者 本来は必要 が就 の額に反う 職さ れご自 0) 皆様 ない 映さ

から 高齢者医療 の納付金等 度は税 の届け . さ +被

労災(業務上・通勤中)の時は、速やかに、会社に届出をしてください。